仕 様 書

1 納入物品の仕様等

(1) 納入物品

クリアホルダー

サイズ 縦 3 1 0 mm \times 横 2 2 0 mm (A4-S)、厚 5 0 . 2 mm 程度(許容誤差 \pm 5 %以内)

材質 再生ポリプロピレン

色 無色

その他 グリーン購入法適用商品であること(再生ポリプロピレンがポリプロピレン重量の40%以上使用されていること。)。

(2) 印刷仕様

別紙のとおりの図柄及び文字をクリアホルダーに印刷すること。 図柄については津地方法務局において作成したデータを交付する。

なお、人権イメージキャラクターのデザイン及び配色等については、別添のとおりとする。

2 納入場所及び数量

次表のとおり。

納入場所	郵便番号	住 所	数量(枚数)
津 地 方 法 務 局	514-8503	津市丸之内26-8	13, 500
津地方法務局四日市支局	510-0068	四日市市三栄町4-21	4, 100
津地方法務局伊勢支局	516-8503	伊勢市岡本一丁目1-13	5, 500
津地方法務局松阪支局	515-8510	松阪市高町493-6	5, 500
津地方法務局桑名支局	511-0912	桑名市星見ヶ丘一丁目101-2	3, 500
津地方法務局伊賀支局	518-0007	伊賀市服部町三丁目117-1	3, 400
津地方法務局熊野支局	519-4324	熊野市井戸町712-1	1, 500

3 納入期限

令和6年11月8日(金)

4 納入費用

納入に要する一切の費用は、供給者の負担とする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当局担当職員(以下「担当職員」という。)と協議の上、その指示又は承諾を得ること。

6 機密保持

(1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、発注者から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め、契約上知り得た情報を第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的での利用をしないものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ア 発注者から取得した時点で、既に公知であるもの。
- イ 発注者から取得後、受注者の責めによらず公知となったもの。
- ウ 法令等に基づき開示されるもの。
- エ 発注者から秘密でないと指定されたもの。
- オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外での目的での利用をすることにつき, 事前に発注者と協議の上、承認を得たもの。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が他の部署へ異動し、 又は受注者の所属職員ではなくなった後においても、機密が保持される措置を講ず るものとする。
- (4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に 係る発注者に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法に より、速やかに抹消するとともに、それを確認した旨を書面により発注者へ報告す ること。
- (5) 発注者が提供した資料は、原則として貸し出すものとし、検収後1週間以内に発注者へ返却し、返却した旨の書面を発注者へ提出すること。

7 情報セキュリティに関する受注者の責任

- (1) 受注者は、本調達に係る業務において遵守すべきセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本調達に係る作業を実施するものとする。
- (2) 受注者は、本調達に係る作業を実施する全ての関係者に対し、発注者に関連する情報を私物コンピュータ及び私物記録媒体(USBメモリ等)に保存すること及び本調達における作業を私物コンピュータにより実施することを禁止するものとする。
- (3) 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。
- (4) 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員が改善を求めた場合には、担当職員と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受注者は、発注者がセキュリティ監査を行う場合にはこれを受け入れ、セキュリティ監査に協力すること。
- (6) 受注者は、本調達に係る作業中及び契約不適合責任の期間中に情報セキュリティ 侵害が発生した場合、直ちに担当職員へ報告の上、受注者の責任及び負担において、

次の各事項を速やかに実施するものとする。

- ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ 侵害への対応策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成 し、発注者へ提出して承認を得ること。
- ウ 再発防止策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。
- (7) 受注者は、本調達の実施に当たって、一貫した品質保証体制の下、意図しない変更が行われないことを保証する管理を行うとともに、当該品質保証管理体制を書面等により発注者が確認できるようにすること。

また、意図しない変更が行われるなどの不正が発覚した場合、追跡調査、立入検査等を行うなど発注者と連携して原因を調査・排除できる体制を整備するとともに、 当該体制を書面等により発注者が確認できるようにすること。

- (8) 受注者は、電子メールを用いて要保護情報である電磁的記録を送信するときは、 保護すべき情報を電子メールの本文に記載せず、ファイル添付の形式で送信するも のとし、盗聴・改ざん等に備えて、当該情報にパスワードを設定し、又は当該情報 を暗号化し、その復号に用いる鍵のバックアップを行うなどして機密性を確保する こと。
- (9) 受注者は、本調達機器及びソフトウェアについて公表されている脆弱性情報を漏れなく把握し、セキュリティ侵害につながる、又はそのおそれがある場合に発注者に報告すること。また、対応の要否・影響等について担当職員と協議の上、必要に応じた対応をとり、その結果について報告すること。なお、脆弱性への対応を行わなかった場合については、その理由、代替措置及び影響について報告すること。
- (10)ア 委託先等の関係部署において、政府機関に関係する情報が機密性・完全性・ 可用性を損なう又は損なうおそれがある情報セキュリティインシデントが発生 した場合には、速やかに報告すること。
 - イ 委託先等において契約の履行完了等の後に情報セキュリティインシデントの 報告が不可能又は困難となることが想定できる場合においても、履行完了等を もって政府機関から提供された要機密情報相当の情報を全て返却、提出又は削 除すること。

8 人権配慮について

受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

なんでもおしえて こころのもやもや



LINE じんけん相談

検索 ID@linejinkensoudan

こどもの人権 SOS-eメール https://www.jinken.go.jp/kodomo



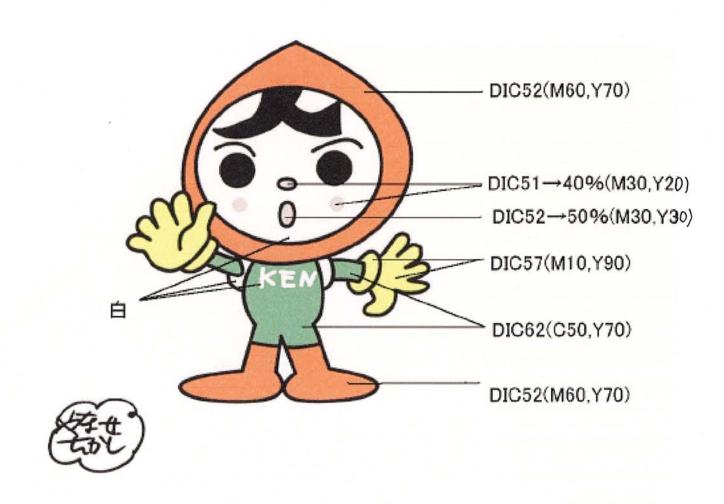


こどもの人権 1 1 0 番 🚾 0120-007-110

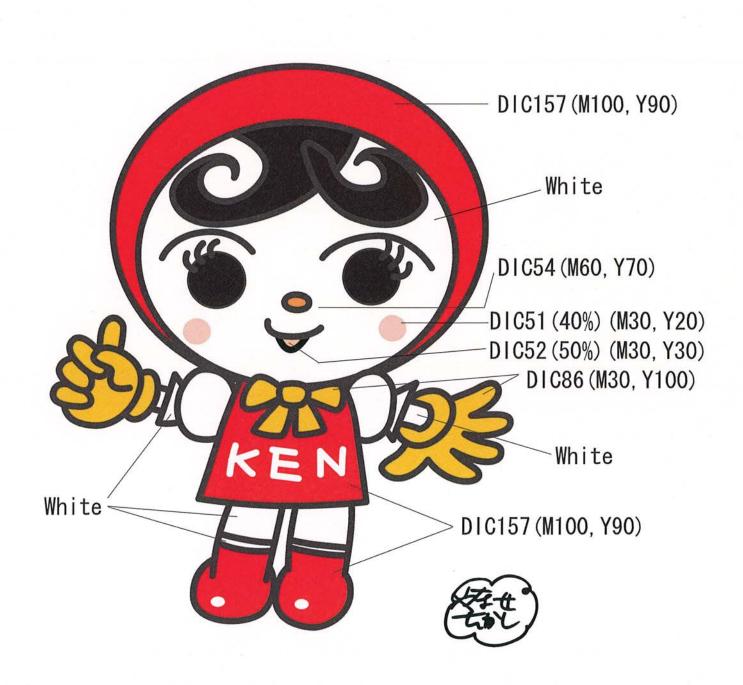
津地方法務局•三重県人権擁護委員連合会



「人権イメージキャラクター人KENまもる君」色指定



「人権イメージキャラクター人KENあゆみちゃん」色指定



人権イメージキャラクター人権人KENまもる君使用注意事項





単なる拡大、縮小を除き、形状を変更して使用することはできません。





 \bigcirc

デザインを変更して使用することはできません。 © 指定色以外の色を使用することはできません



部分使用することはできません。